

旧（改定前）	新（改定後）	
<p>第 12 条 （振込・振替サービス） (1)~(6)略 新設</p> <p>第 25 条 （免責事項等） (1)~(3)略 (4)契約者は本サービス利用に際し、機器、端末、通信回線、インターネット等の通信経路等の特性等、本サービスで当行の講じる安全対策等について子承し、そのシステムの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの統制・安全対策等にかかわらず登頂等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5)本サービスの機器及び通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保して下さい。当行は、本契約により機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼働しなかったことにより取引が遅延、不成立、または成立した場合、万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき理由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>(6)お申込書等に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p> <p>第 34 条 （弁護士費用） 本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。</p>	<p>第 12 条 （振込・振替サービス） (1)~(6)略 (7)振込取引の制限・謝絶マナー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある場合、その他当行が必要と判断した振込取引については、当行は当該取引の全部または一部を制限、またはお断りすることができるものとします。</p> <p>第 25 条 （免責事項等） (1)~(3)略 (4)削除</p> <p>(4)本サービスの機器及び通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保して下さい。当行は、本契約により機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼働しなかったことにより取引が遅延、不成立、または成立した場合、万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき理由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>(5)お申込書等に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p> <p>第 34 条 （弁護士費用） 契約者が本契約に違反し、当行に損害を与えたときは、当行が損害回復のために要した弁護士費用は、契約者の負担するものとします。</p>	<p>振込取引の制限事項を新設</p> <p>(2)と内容が重複するため (4)を削除し、(5)と(6)を(4)と(5)へ繰上げ</p> <p>条文の意図を明確にするために 文章を変更</p>